

A. ニューズホームの学校衛生論

- 学校の衛生化と管理・道徳 -

河合 務*

School Hygiene in Arthur Newsholme:
Hygienization, Government, and Morality

KAWAI Tsutomu*

キーワード：学校衛生，ニューズホーム，生徒管理，道徳，ヘルバルト派教育理論

Key Words: school hygiene, Newsholme, government of students, morality, Herbetian theory of education

I. はじめに —— 学校衛生論と生徒管理 ——

重松清の短編小説「進路は北へ」は、女子大の附属中学での生活に馴染めない中学3年生の女子生徒と、11月から非常勤で国語を教えている村内先生との温かみの溢れるやり取りが心地よいストーリーである。この生徒が中学時代に教わった先生全員に出した年賀状への返事の中で、村内先生は〈クイズ 教室の黒板は、東西南北どちらにあるでしょうか〉という問いを投げかけている。三学期の始業式の日、生徒は学校に方位磁石を持って行き、どの教室の黒板も西にあることを知る。400人近い全校生徒がみんな揃って、一人の例外もなく西を向いている光景を想像して、この女子生徒は最初「おもしろい」と感じ、やがて「ひどい」と考えるようになる。教室に陽射しを入れるためには窓を南向きにする必要があるが、右から陽射しが入ると手の影がノートに落ちて書きにくくなることを避けるためには左側を窓にして座ることになる。そのために黒板は西の壁に設置される必要がある。つまり、右利きの生徒だけのことを想定し、左利きの生徒のことが全然考えられていないというわけである。そして、この女子生徒は、自分の学校への馴染めなさの原因を、集団生活にともなう団体行動を強いるような学校の基本的な枠組みへと想像を広げていく¹。

こうした学校の施設としてのあり方や集団行動のあり方は、社会学者 E. ゴッフマンが指摘した「トータル・インスティテューション (total institution)」という概念を想起させる。「トータル・インスティテューション」とは、類似の境遇にある人びとが一定の期間にわたって社会から遮断されて閉鎖的に管理された生活を過ごす場所とされ、病院や刑務所や兵営、寄宿学校などがその例とされる²。これに関して、建築学者の上野淳は、明治以後の日本の学校建築が標準化・定型化されていく過程に注目しつつ、同じ面積・仕様・デザインの教室が単調に並べられ、閉鎖的で一斉進度の学習を基調とする日本の学校は「トータル・インスティテューション」の特性を備えていると指摘している³。

このような日本の学校の基本的なあり方、端的に言えば、学校の校舎や教室という「施設=いれもの」⁴のあり方、その内部で過ごす人間の精神のあり方、そして、生徒に団体行動を強いるような生徒管理のあり方などが明治以後に西洋から移入された学校衛生論によって強く規定されているのではないかと⁵。これが本稿の基本的な問題関心である。上記の短編小説「進路は北へ」に描かれている

*鳥取大学地域学部地域教育学科

ような学校の情景は、例えば、1891（明治24）年に文部省学校衛生事項取調嘱託となった三島通良（1866 - 1925）の著書『学校衛生学』（1893年）では、右側から採光することは「手暗がり」となるので光線は必ず左側から採光すべきであると論じられている⁶。

西洋の学校衛生論の展開と日本における受容に関する研究を遂行するに際しては、こうした学校衛生論がそもそも何を目的とし、誰によって、どのような広がりをもって論じられ、その影響はいかなるものであったのかという点も含めた幅広い視点からの分析が求められよう。科学研究費研究成果報告書『ヨーロッパ学校衛生論史研究』⁷（研究代表者：寺崎弘昭，課題番号23530994，2015年3月）は、そうした幅広い視点から学校衛生論の分析を試みた先行研究である。2011年度～2014年度にかけて遂行されたこの研究に筆者は研究協力者として参加し、研究成果報告書の第3章に「学校教育の衛生化と賞罰論——A. ニューズホームの学校衛生論の分析——」と題する論稿を寄稿している⁸。本稿は、この報告書に掲載された拙稿をベースとし、エッセンスを残しながらも、2015年3月4日に山梨大学で行われた同報告書の合評会における議論や、その後の研究の進展をも踏まえて、生徒管理と生徒の道徳性形成に学校衛生論が及ぼした影響を跡づける歴史研究の試みとして、筆者の学校衛生論の研究成果を再構成したうえで新たな検討を行うものである。

今回の検討で、とりわけ留意するのは、〈学校衛生〉という主題に隣接し、かつ付随的に論じられる〈学校建築〉、〈学校管理〉、〈生徒管理〉、〈道徳性〉という主題群である。例えば、近代的学校建築の画一化⁹に大きく寄与したと目される1895（明治28）年に文部大臣官房会計課が作成した「学校建築図説明及設計大要」においても「凡テ光線ヲ生徒ノ左側ヨリ採ルヲ要ス」とされている¹⁰。また、明治のパイオニア的教育家・伊澤修二（1851 - 1917）の著書『学校管理法』（1881年）でも「光線ノ射入ハ生徒ノ左方ヨリスルヲ善シトス」とされている。もともと、〈学校建築〉、〈学校管理〉、〈学校衛生〉において「採光」のあり方は、換気、校地の選択、机など教具の質や配置、生徒の疾病、休憩、体操、賞罰、その他、諸々の留意すべき項目群の一つに過ぎない。前掲研究成果報告書に掲載された拙稿において筆者が焦点をあてた賞罰論も、そうした項目群の一つに過ぎない。むしろ、このように幅広く列挙された項目全体に貫かれている原理や思想の内実が明らかにされる必要がある。そして、こうした諸項目の総体が〈生徒管理〉や〈道徳性〉という論点へと接続されていたのではないかと、というのが本稿における筆者の研究仮説である¹¹。

具体的に研究を遂行していくための手がかりとして、上記の科研費研究成果報告書では20世紀初頭（1904年～1913年）の時期にドイツ、イギリス、フランス、アメリカで開催された学校衛生国際会議の記録を参照した。詳しくは報告書に譲るが、この国際会議を経て、学校教育と衛生（hygiene）との連動性が参加各国の教育関係者に強く意識されるようになり、人間の身体と心の術知の集積としての養生論と共にあった教育の古層——西洋の場合、とりわけラテン語‘educatio’の世界——からの学校教育の離陸が決定的なものとなっていく¹²。

先の三島通良は1904年にドイツのニュールンベルクで開催された第1回学校衛生国際会議からアメリカ・バッファローで開催された第4回学校衛生国際会議まで、日本を代表してこの会議の常任国際委員会に名を連ね、『学校衛生学』（1893年）の執筆・出版後も欧米の学校衛生事情の吸収に努め、国際的な学校衛生運動に参画していた。この意味でも、欧米の学校衛生の動向を解明することは、日本の学校衛生さらには学校教育の基本枠組みを明らかにするために不可欠な研究作業であると筆者は考えている。

本稿では、第2回ロンドンでの学校衛生国際会議に参加・報告を行ったアーサー・ニューズホー

ム（1857 - 1943）の学校衛生論の分析を行うことで、欧米の学校衛生論の解明に役立てることとしたい。ニューズホームは、イギリスのヨークシャーの出身の医者であり、1887年に著作『学校衛生（*School Hygiene*）』を執筆・刊行し、また、1884年からロンドンやブライトンで地方衛生行政のアドバイザー職であるメディカル・オフィサー（「医務官」）の職を務めた後、1908年から1919年まで地方行政を監督するLocal Government Boardでチーフ・メディカル・オフィサーを務め、その後、アメリカのジョーンズ・ホプキンス大学で公衆衛生を講じた経歴をもつ¹³。ニューズホームが第2回学校衛生国際会議に参加した際の肩書は「ブライトンのメディカル・オフィサー（Medical Officer of Health of Brighton）」であるが、ニューズホームのような当時の学校衛生論者は、学校とメディカル・オフィサー制との連動を模索することで、学校を国家的な医療監察体制に組み込もうとしていたと考えられる。

本稿の章構成としては、第Ⅱ章ではニューズホームの著作『学校衛生』を、同書で言及されているドイツの教育学者ヴィルヘルム・ライン（1847 - 1929）の教育理論との関連性も含めて分析する。第Ⅲ章では、第2回学校衛生国際会議（1907年）でニューズホームが報告を行った結核問題と学校のあり方に関する彼の議論を検討する。第Ⅳ章では、ニューズホームが渡米後に発表した諸論稿の中から、特に「社会衛生の道徳的側面」（『社会衛生ジャーナル（*Journal of Social Hygiene*）』誌、1924年）という論文を取り上げ、衛生と道徳との関連性について検討する。

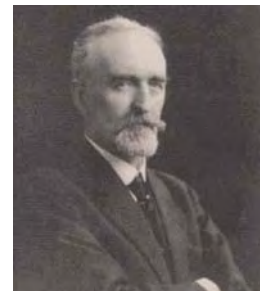
Ⅱ. ニューズホームの学校衛生論

1. 教員向けテキスト『学校衛生』

イギリス・ヨークシャー州生まれのアーサー・ニューズホーム（Arthur Newsholme, 1857 - 1943）は、1883年にロンドンで総合医院を開業しているが、収入を補うために医学生のための個人教師をし、また、小学校教師向けに生理学や衛生学に関するテキストブックの編纂を手がけてもいる¹⁴。

1884年、ニューズホームはロンドンのクラップム地区で非常勤ではあるがメディカル・オフィサー（medical officer of health, 「医務官」）の職を得ている。このポストは地方政府の衛生行政のテクニカル・アドバイザーであり、生理学や応用疫学（applied epidemiology）などを駆使しつつ、「住民の健康を注視すること、病気や早すぎる死亡の原因を調査すること、そして、介入の効果を評価すること」を主要な職務とするものであった¹⁵。メディカル・オフィサー職は、流行病予防を目的として1847年に港湾都市リバプールで最初に任命され、大都市の不衛生を改善する目的も含めて1848年の公衆衛生法によって地方当局がメディカル・オフィサーを任命できることとされた。また、こうしたメディカル・オフィサーの職務を中央において代表・統轄するチーフ・メディカル・オフィサー（chief medical officer, 「主任医務官」）のポストが1855年に創設されている¹⁶。

クラップム地区での非常勤メディカル・オフィサー時代にニューズホームは、弱冠30歳で『学校衛生』を刊行（*School Hygiene: the Laws of Health in Relation to School Life*, D. C. Health & Co., 1887）し、ニューズホームが第2回学校衛生国際会議に参加した1907年までに12版を重ねることとなった。



A. ニューズホーム
(Eyler, *Sir Arthur Newsholme and State Medicine*, 1997, 表紙カバーより)

1888年にニューズホームはブライトンの常勤メディカル・オフィサーの職を得ており、20年の衛生行政の実務の後、1908年にチーフ・メディカル・オフィサーに就任する。非常勤時代の1884年からチーフ・メディカル・オフィサーを退任する1919年まで実に35年に渡ってメディカル・オフィサーという中央・地方の衛生行政のアドバイザーの実務をこなしたことになる。こうしたニューズホームの足跡は、イギリス学校衛生論史において非常に重要な位置を占めている。

イギリスにおける学校衛生論の出版状況をブリティッシュ・ライブラリーのオンライン蔵書目録を用いて概観しておくならば、以下のようなことが浮かび上がってくる¹⁷。「学校衛生‘school hygiene’」をタイトルに含む著作は1873年のRichard Liebreichの*A Contribution to School Hygiene*が最も古く、同書を含め1870年代には2冊が刊行されている。また、‘school hygiene’をタイトルに含む著作・雑誌は1920年以前で57点、1920年～1939年の間に60点刊行されている。1910年から1921年には『学校衛生』と題する雑誌(1910年の創刊時には月刊[monthly]、1912年から季刊[quarterly])が刊行されている。

こうした出版状況にあつて、ニューズホームによる教員向けテキスト¹⁸『学校衛生(*School Hygiene*)』は1907年までに12版を重ねていた¹⁹。1903年の改訂において初めて内容に手が加えられ、それ以前は1887年の初版と同じものが重版されていた²⁰。ここでは1889年版をテキストとして分析を行う。

2. 学校建築と水・光・空気

ニューズホームの学校衛生論は、学校の衛生状態の前提条件となる学校用地の選択と学校の建物の建設から議論が開始されている。学校用地は土地購入に係る費用の問題などで極めて限定されざるを得ないが、地下水から十分離れ水捌げが良いこと、粘土質の土地を避けること、などによって学校の湿気が高くなり過ぎないことに特に留意し、そして、工場や駅、市場の近くなど騒音が多い土地を避け、そして校庭(play-grounds)があることが望ましいとされている。校庭はレクリエーションのため、そしてビルに囲まれるのを避けて光と空気を確保するためだとされている。ニューズホームが学校用地の選定に際して特に重視しているのは、健康(health)の基本要素としての水(water)・光(light)・空気(air)である²¹。

全ての学校にクロークルーム(cloak-room)を設置すべきであり、このクロークルームは全生徒共用ではなく個別の隔離スペースを与えるべきだというニューズホームの主張の根拠は、他の生徒の濡れた外套や傘から病気の感染が起こることを防ぐため、というものである²²。また、ニューズホームは、採光と換気の都合から中央廊下よりも片側廊下のほうが望ましいとしている。彼は中央廊下の横に教室を配置することは学校内・教室内の空気の循環が悪くなるためであるとする。もっとも、片側廊下、かつ、廊下の反対側の窓から教室内に光を採り入れるのが良いとしている点、そして、生徒の左側から光を入れることがベストだとしている点に対する十分な根拠が示されているようには思われない。とりわけ、生徒の左側から採光すべしという主張には、暗に、右利きの生徒がいわゆる「手暗がり」にならないようにという配慮であるのかとも推測されるが、ニューズホーム自身はその理由を明確にはしていない²³。

教室を新鮮な空気で満たすことは健康の重要要件であり、換気のための窓が重要視されている。そして、冬場に石炭やガスのストーブで暖気をした場合に、よく換気をしないと、汚れた空気が病気の温床となることにニューズホームは警鐘を鳴らす。また、温水や蒸気を用いたストーブならば空気を汚すことが少ないため、より有益であるとされている²⁴。

そして、学校は排水の仕組みを整えていなければならない。トイレと洗面所から生じる汚れた水は、校庭も含めた学校の敷地内に汚れた水たまりなどができることのないよう、排水路を通して適切に排出されなければならない²⁵。

学校の備品 (school furniture) を論じた第3章では、特に机とイスが言及され、机とイスの高さ、角度、両者の距離を調節することで子どもの身体に負担をかけ過ぎないように工夫すること、そして、長時間同じ姿勢でイスに座らせることの弊害が論じられている。学業等における子どものオーバーワークを避けることの重要性は、同書第2部「生徒 (scholars)」第10章「過度の精神訓練 (excessive mental exercise)」においても詳しく論じられている。

3. オーバーワークと罰の問題

ニューズホームの見解では、公教育制度が整備され、国民の一般的教育水準が上がるにつれて、「過度の精神訓練 (mental exercise)」, すなわち「オーバーワーク (overwork)」²⁶や「過度の緊張 (over-strain)」の危険が高まっている。子どもが訴える頭痛 (headache) がオーバーワークの最初の兆候である²⁷。たとえ学校において多くの子どもが怠惰で愚かにみえたとしても、それに適した治療法は、健康の一般的状態に対する注意 (attention to the general state of health), そして時々、学業 (studies) から解放されることである、というのがニューズホームの主張である²⁸。ニューズホームは、オーバーワークを引き起こす5つの要因を挙げて論じているが、その場合の焦点の一つは罰 (punishment) の問題である。

「罰は手に負えない子どもを理性 (reason) へと引き戻す貴重な手段であるが、無慈悲な教師 (unmerciful teacher) によって行使されると、罰の恐怖 (fear) が神経質な子ども (nervous children) に行き過ぎた有害な結果をもたらす。」²⁹

オーバーワークを引き起こす他の要因としては、①運動不足、空気の悪さ、不十分な服装、不適切な食事など、子どもの健康状態全般への配慮不足の問題、②多過ぎる宿題、③長すぎる授業、④試験 (examinations), が挙げられている。③の授業については45分～1時間が限度であり、メンタル・ワーク (mental work) が多い授業であれば、授業中や授業と授業の合間に歌を歌ったり、教練体操 (drill - exercises) を採り入れたりするのがよいとされている。④の試験は、年長の生徒を危険にさらす主要な原因であるとされ、とりわけ試験の競争的性格 (competitive character) が問題視されている。ある教科の学習を行う最大の動機は、教科がもたらす興味 (interest) であるべきで、試験は教師による教授の目的となるべきではなく、目的に対する手段 (means) である³⁰。そして、「教師の仕事の最大の成果、特に精神的・道徳的能力の訓練 (the training of mental or moral faculties) に対する人格的影響や正しく安定した模範としての影響は、試験という試金石に表れるものではない。」³¹とニューズホームは述べている。

罰 (punishment) に関して、ニューズホームは当時のイギリスで体罰 (corporal punishment) が盛んに議論されていることにも論及している³²。ニューズホームの議論は、体罰に頼らない規律 (discipline) 維持の方法を紹介しながらも、「最後の手段」としての体罰を容認するものとなっている。

つまり、ニューズホームは「体罰は、それを受ける生徒に対し有害であり、生徒を侮辱するものである。また、体罰を行使する教師の感覚を麻痺させる」という体罰否定論者のテーゼを紹介し、

かつ、その体罰否定論を批判している。ニューズホームの見解では、罰が穏やか (moderate) で、また、激情 (passion) によって行使されるのでなければ、教師の感覚が麻痺するということはない。また、「とても不従順で強情な子ども (so wayward and obstinate) がいて、身体的苦痛の恐怖 (fear of bodily pain) によるしか彼らをコントロールする方法がない」というのが多くの教師の意見であるともニューズホームは指摘している。

そして、体罰は「最後の手段 (as a last resort)」として、原因となる違反 (offence) が起こってから1・2時間の後に、違反に対する「自然の結果 (natural result)」として罰という手段を用いることは、違反者にも了解可能であるというロジックによって、結局のところ、ニューズホームは体罰否定論を斥ける。

「ある種の体罰 (certain forms of corporal punishment) は決して認められない。耳や頭部への殴打は常に危険であり、固い棒の使用も同様である。」³³

ニューズホームは、耳や頭部への殴打や固い棒の使用といった、いわは危険度の高い「ある種の」体罰をのみを批判し、それ以外の体罰を容認する議論を学校衛生論という言説枠組みにおいて展開した。

ニューズホームは、体罰ではなく「除籍 (expulsion)」を規律維持の「最後の手段」とした当時のニューヨーク市の事例を紹介しつつ、違反行為の多い生徒に対し、居残りや食事・休憩の制限を行うのは望ましいものではなく、生徒の学校での行動について採点し、優良者には賞 (rewards) を与え、他の生徒についても加点・減点について継続的に親に報告することが体罰よりもよく機能するという賞罰論を展開してもいる³⁴。ともあれ、ニューズホームは当時のイギリスの体罰をめぐる議論状況を斟酌しつつ、畢竟、「親もしくは学校教師は……穏やかで理性的な体罰を加えることができる」とした1860年の「ホープリー事件」判決により定式化され1987年に至るまで存続したイギリスの体罰容認論を学校衛生論としても是認したことになる³⁵。

4. 学校と伝染病

「人生 (life) は休息 (rest) と活動 (action) の反復で成り立っている。」³⁶——これがニューズホームの学校衛生論の基本的なトーンである。ところが、学校の現状を鑑みると、授業、宿題、試験という学業がメンタル・ワークに偏っており、総じてオーバーワークの問題が生じている。この点は改めていかなければならない、とニューズホームは論じる³⁷。体操やレクリエーションを行うことで運動不足の解消に努め³⁸、十分な食事をとるようにし³⁹、服装⁴⁰や入浴⁴¹、また、視力低下⁴²など、子どもの健康状態全般への配慮に留意しなければいけない、とニューズホームは論じる。

そのうえで、『学校衛生 (School Hygiene)』第18章では「学校で伝染する病気」という、公衆衛生上の問題点が論じられている。ここでは、教師と親による配慮が重要であり、親は病気に罹った子どもの回復期に登校を急ぎ過ぎないこと、また、教師は発熱など具合が悪くなった子どもの早期発見に失敗し伝染病を広げさせないことという連携協力の重要性が説かれている。教師と親が留意すべき伝染性の病気 (猩紅熱、ジフテリア、天然痘、水疱瘡、チフス熱、腸チフス熱、はしか、など) の潜伏期間と回復期間に関する表が掲載されている⁴³。

伝染病を予防し、感染拡大させないために水やミルクに特に注意し、そして、学校の養護室またはサナトリウム (school infirmary or sanatorium) は、完全に隔離された場とするべきであるとニュー

ズホームは主張している⁴⁴。また、『学校衛生 (School Hygiene)』第 18 章では、こうした親と教師の連携協力、そして医療関係者への学校への協力のあり方が総じて「道徳的義務 (moral duty)」の問題として論じられている⁴⁵。こうしたニューズホームの問題関心は、1924 年にアメリカの『社会衛生ジャーナル (Journal of Social Hygiene)』誌に彼が発表した「社会衛生の道徳的側面」という論文へと結びついていくであろう。この点は本稿第 IV 章で考察する。

5. 学校衛生論へのヘルバルト派教育理論の援用

1916 年に改訂・再版された『学校衛生 (School Hygiene)』では、ニューズホームとともに第 2 回学校衛生国際会議に参加した医者 James Kerr が基本的に文責を負い、ニューズホームが序文を付す形式となっている。以下、1916 年の改訂版の検討を行いたい。

この 1916 年改訂版では神経系の解剖学・生理学の記述が詳しくなり、また、管見の限り 1907 年の改訂版以降一貫してヘルバルト派教育学者ヴィルヘルム・ライン (Wilhelm Rein, 1847 - 1929) の『教育学概論 (Outlines of Pedagogics)』が理論的裏付けとして議論に援用され、知識の伝達・教授だけではなく、精神訓練 (training of the mind) がいっそう重視された。ヘルバルト派の教育理論が明治期の日本にも移入・受容されたことが想起される⁴⁶。『学校衛生』1916 年改訂版では、「意志の倫理的陶冶 (ethical culture of the will)」が教育 (education) の主要目的として強調され、「精神衛生 (mental hygiene)」という目的とも併せて、子どもの生に対し生理学、心理学、衛生学 (hygiene) の原理を適用するという方向がとられる⁴⁷。

W. ラインの『教育学概論 (Outlines of Pedagogics)』英訳版は 1893 年にロンドンで出版されている (ドイツでの原書 *Pädagogik im Grundriss* の出版は 1890 年)。同書の第 II 部で論じられている「身体教育 (Physical Education, Körperpflege Diätetik)」という項目は、ライン自身が「学校衛生 (school hygiene, Schulhygiene)」との関連性を念頭に置いて論じていた⁴⁸。

ラインの教育思想は、その師であるヘルバルト (1776 - 1841) の教育学説に基礎をおきながら形成された。ヘルバルトは教育方法に関して「教授 (Unterricht)」「訓練 (Zucht)」「管理 (Regierung)」という 3 つの概念を措定し、ヘルバルト学派に属する教育学者ラインも基本的に、この 3 つの概念を踏襲しているが、ラインの場合は「訓練 (Zucht)」「管理 (Regierung)」を統合して「指導 (Führung)」という上位概念を設定したと学説の紹介が行われてきている⁴⁹。しかしながら、ラインの『教育学概論』のドイツ語版、英語版を参照すると、少なくとも章構成としては、ラインの「指導 (Führung, guidance)」概念は「訓練 (Zucht, trainig)」と「管理 (Regierung der Kinder, government of children)」のほかに「身体教育 (physical education, Körperpflege Diätetik)」に枝分かれし、議論されていることが分かる。また、ラインが「Körperpflege Diätetik」という語を使用し、それが「physical education」と英訳されていることも非常に興味深い。ドイツ語の「Körper- (身体)」が英語の「physical」に対応すると考えると、「education」は「pflege (世話)」とともに「Diätetik (食養生)」の語感をも含み込んで英訳されているということなのであろう。ラインの「指導 (Führung)」概念は、こうした「訓練」「管理」に加えて、身体に関する「世話」と「食養生」との関連性も視野に収められていた。もっとも、そうした「世話」と「食養生」の概念は、学校衛生論の影響も含め、伝統的な養生論からの離陸が起こっていた可能性が高い。この点の詳細は今後の課題でもある。

ラインの教育学説にあって「教授 (instruction, Unterricht)」と「指導 (guidance, Führung)」は、「意志の倫理的陶冶」(端的には「性格形成 (formation of character)」⁵⁰) という教育目的を実現するための 2 つの方法概念として設定されている。「管理」はより外的 (outer) な「指導」であり、「訓練」

は相対的に内的 (inner) な「指導」だとされる⁵¹。ラインは「訓練」の特質として「規制する (regulate)」ことを挙げ⁵²、また、「管理」を論じる際には「教育 (education) は罰 (punishment) なしでは成り立たないことは経験が示すところである」と述べている⁵³。

ラインは寄宿学校、基礎訓練学校 (elementary training schools)、兵学校、孤児院、懲治監 (house of correction) などを「家族の代替物を提供する施設 (institutes that furnish a substitute for the family)」と位置づけており⁵⁴、産業革命を経て義務制の学校教育制度とともに福祉施設や治安施設が広がりをもせた 19 世紀末のドイツ、そしてヨーロッパの社会状況がラインの教育学説には強く反映されていた⁵⁵。ライン自身の手になる「序文」では次のように論じられている。

「最初に社会は、権利の理念の完全な実現をその総体においてもたらすために、法的コミュニティという形態をとる。よく整えられた賞罰システム (system of rewards and punishments) と接合することによって社会は、人間本性に反する要素である不和や人権侵害を、社会生活から出来る限り取り除こうとする。……文化 (culture) の影響は、賞罰システムの上にもその効果をもたらす、より高度な文化は賞を気高く洗練し、罰を緩和する。」⁵⁶

このようにラインは、社会のあり様を考慮しつつ教育学 (Pedagogics) という枠組みにおいて「文化」と「賞罰」の活用を構想した。ラインの「教授」と「指導」(つまり「訓練」・「管理」・「身体教育」) という基本概念は、こうした「文化」と「賞罰」との関連性を基盤として構成されたものである。

Ⅲ. 第2回学校衛生国際会議とニューズホーム —— 学校と医療監察 ——

1907年4月にロンドンで開催された第2回学校衛生国際会議においてニューズホームはブライトンのメディカル・オフィサーとして「結核との関連における学校 ('The School in Relation to Tuberculosis')」と題する報告を行っている⁵⁷。飛沫感染する結核が学校において広範に伝染するのではないかと。ニューズホームの本報告において、それを裏付ける正確な統計的データが示されているわけではないが、ニューズホームは学校を「潜在的な (latent) 結核伝染の場である」という立場に立ち、次のような学校改革(つまり、学校の衛生化 [hygienization of school]) に関する提言を行っている⁵⁸。

- ①学校に入学する全ての子どもに対する医療監察の実施。
- ②結核に罹患していることが判明した子どもの入学差し止め。
- ③家族に結核患者がいる子どもの食事や衛生面全般の特別な配慮。また、こうした子どもの疲労を回避すること。
- ④学校建物の頻繁な洗浄。
- ⑤学校の過密状態の解消。
- ⑥換気や暖房の調整・改善。
- ⑦扁桃腺や虫歯について家庭での衛生に留意させること。
- ⑧建物管理人や教師の定期的な医療監察。また、教師は過剰に大声を出したり疲労したりすることを避けること。

こうした医療監察から得られた情報が地方当局のメディカル・オフィサーに届けられる体制を

確立させることによって、学校を結核予防の重要なセンターとして位置づけることがニューズホームの本報告の主旨であった⁵⁹。

また、「結核についての世論形成 (formation of public opinion)」——これもニューズホームが学校に期待した大きな役割であった。つまり、咳や痰の吐き方に関するエチケット、家庭を綿密に清潔化することに関して良い習慣を身につけさせること、食事の価値やアルコールの危険性についての知識を注入すること。これら結核予防の知識を学校が提供することの重要性をニューズホームは論じている⁶⁰。社会を衛生化しようとする場合、多く子どもたちが通う学校を衛生化することは必須の手段であり、また、学校において衛生に対するエチケットや世論の形成を行うという一種の道徳性 (morality) に訴えかける方法も重要視された。‘nuisance’とは「迷惑な者」「厄介者」を意味するが、社会の衛生化が進行していたこの時代は、同時に‘nuisance’の概念を学校という場にも適用し、その概念の適用範囲を拡大していった時代でもある。メディカル・オフィサーは部下として「衛生検査官 (sanitary inspector)」を従えていたが、この「衛生検査官」はしばしば「有害物検査官 (inspector of nuisance)」とも呼ばれていた⁶¹。

学校の医療監察 (medical inspection) 体制のあり方は、第2回～第4回の学校衛生国際会議の分科会の議題となったが、イギリスでは1907年8月に制定された教育行政措置法 (Education [Administrative Provisions] Act) によって本格的に確立される⁶²。同法第13条は、公立小学校において医療監察を行う権限を地方教育局 (Local Education Authority) に与えている⁶³。同法制定以後、イギリス各地の地方教育局がメディカル・オフィサーを雇用する動きが加速していった⁶⁴。

IV. 社会衛生と道徳的セルフ・コントロール

ニューズホームが1924年にアメリカの『社会衛生ジャーナル (*Journal of Social Hygiene*)』誌に発表した「社会衛生の道徳的側面」という論文は、彼が1880年代から尽力してきた衛生行政への問題関心を、改めて道徳性 (morality) という視点から論じ直した論稿として注目に値する。

ニューズホームの言う「社会衛生 (social hygiene)」の範囲は、広く「国民の健康、あるいは個人の健康 (national or personal health) の増進のためにとられ得る社会的活動 (social activities) の全範囲」を対象とし、無知 (ignorance)、貧困、住環境 (housing)、アルコール中毒 (alcoholism)、さらには、離婚や私生 (児) など家族生活にまつわる種々の困難、とりわけ性生活における性病予防といった問題までも含むものであるとされている⁶⁵。

ニューズホームは、温和な気候の中の生と健康にとって3つの主要な敵とは性病と癌と結核であるが、性病 (venereal disease) は、人間が直接的に力を及ぼすことができる手段によって完全に予防可能 (preventable) であり、原因の究明が未だ不十分で複雑な対策も必要となる癌や結核とは大きく異なることをニューズホームは主張している。性病は、売春婦に対する医学的検査、個々のケースの届出義務の実施、そして、この病気の重大さに関する個人への教育的プロパガンダ (educational propaganda) によってコントロールし予防することができる、その意味で性病をコントロールするという問題は「道徳の平面 (moral plane)」の上にある、というのがニューズホームの論稿「社会衛生の道徳的側面」の基本的な主張である⁶⁶。性病問題に関しては「青年と大人への環境改善と子どもの道徳的セルフ・コントロールの強化にこそ真の治療法がある。」⁶⁷

個人の性格 (personal character) における道徳性の発達についてニューズホームは、本能的な (instinctively) な行動と快苦 (pleasures or pains) の影響による一定の修正が行われるに過ぎない「未開段階 (stage of barbarism)」から、知性 (intellect) が本能を征服し、「非 - 自己中心的 (unselfish)」

な行動が形成されていくプロセスを想定している。ニューズホームは、道徳性 (morality) の根幹を「非 - 自己中心的」な行動という点に定位しながら、「未開段階」からの個人の道徳性の発達を「文明化されたコミュニティ (civilized communities)」の歴史とのアナロジーで把握しようとしている。つまり、「文明化されたコミュニティ」においては、人びとに社会環境や宗教的信念が影響を与え、また、賞罰 (rewards and punishments) が本能を修正しコントロールし始める。不従順な子どもを鞭打つ (whipping) ことの道徳的効果は相対的に小さくなり、性格の形成という目的に対しては、より高次の方法とより優れた誘因が必要であるため、文明化のある段階 (some stages of civilization) においては恐怖 (fear) によるコントロールが必要となる場合があると言う。そして、社会の統制において、身体や財産に対する犯罪への罰の恐怖が重要であり続けているように、性病の有害性に関する情報を広めて〈恐怖によるコントロール (control by fear)〉を行うことが望ましいとニューズホームは主張する⁶⁸。

文明化の過程において〈鞭打ち (whipping)〉の重要度が低下するかわりに、〈恐怖〉の重要度は増すというのである。この〈恐怖〉という手段を駆使しながら、子どもが有する基本的な本能に対して働きかけ、快樂の延期 (postponement of pleasure), セルフ・コントロール (self-control), 道徳的規律 (moral discipline), そして、意志の成長 (growth of the will) を促し、正しい生の習慣 (right habits of life) を訓練 (training) するという家庭教育と学校教育 (home and school education) の役割、そして、親・教師・大人の責任が、性病予防という論点を中心として論じられている⁶⁹。ニューズホームは、性病の有害性に関する情報を広めて、〈恐怖によるコントロール〉を行うことが望ましいとする。彼が1932年に発表する著作『医療と国家 (Medicine and the State)』においても、医者、看護師、助産師、その他、公衆衛生スタッフ、ボランティア団体など広く衛生事業に従事する者の養成と並んで、子ども・若者の学校生活における衛生教育 (hygienic teaching) が「衛生における教育事業 (educational work in hygiene)」の重要な部門として位置づけられている⁷⁰。ニューズホームにあって、学校での衛生教育の重要な柱は、性病の有害性に関する情報によって子ども・若者に恐怖感を与えることであり、この〈恐怖によるコントロール〉は〈鞭打ち〉の重要度が低下したとされる「文明化されたコミュニティ」の要諦とされるものであった。

こうしたニューズホームの賞罰論を含めた「訓練 (training)」論には、本稿第II章5. で検討したヘルバルト派教育理論の影響が濃厚である。ラインの場合、「管理」を論じながら「教育 (education)」は罰 (punishment) なしでは成り立たない」ことを指摘し、「管理」はより外的 (outer) な「指導」であり、「訓練」は相対的に内的 (inner) な「指導」だと論じていた。ニューズホームの議論では、文明化が進行することによって〈鞭打ち〉という罰の重要度が低下する代わりに、〈恐怖〉によるセルフ・コントロールの比重が増大すると論じられる。あえてラインとの対比で述べるとすれば、文明化した社会では「管理」の比重は下がり、「訓練」の比重が増すということであろう。そして、ニューズホームの社会衛生論においては、「管理」=〈生徒管理〉の比重は低いことが望ましいものの、穏やか (moderate) な〈鞭打ち〉(=罰) は容認されている。そのうえで、性病の有害性に関する〈恐怖によるコントロール〉によって道徳的規律を目指した「正しい生の習慣」を「訓練」する場としての学校が家庭とともに社会衛生の支柱に据えられていたのである。

V. 結び

ニューズホームは、1919年に衛生省 (Ministry of Health) が新設され、Local Government Board の衛生部門を継承することとなったのを機にチーフ・メディカル・オフィサーを引退する。ニューズ

ホームの後任としてチーフ・メディカル・オフィサーとなったジョージ・ニューマン (George Newman) は、学校における衛生教育をさらに推進する立場をとる。ニューマンによる 1924 年の報告書『健康に関する公教育 (Public Education in Health)』では、衛生省による「教育・プロパガンダ事業 (educational and propaganda work)」の重要性が強調されている。衛生は、予防医学の個人的側面として、個人の知識と実践が重要であり、そのためには健康に関する知識をコミュニティに普及させることが重要であるとされる⁷¹。そして、衛生教育の主な担い手として想定されているのは、①衛生省、②教育院 (Board of Education)、③地方当局、④ヴォランティアな団体、であり、特に教育院は、学校カリキュラムに関する影響力を行使すべきだと主張されていた⁷²。両大戦間期から第二次世界大戦期にかけて国家・地方自治体・民間団体による衛生教育が推進されていく。

19 世紀末から 20 世紀初頭のイギリスにおいて、社会の衛生化の拠点 (センター) としての学校という位置づけがますます鮮明となっていく。アーサー・ニューズホームは、1884 年から 1919 年という長きに渡って中央・地方の衛生行政のアドバイザーであるメディカル・オフィサーとして活動し、学校の衛生化の潮流を主導した衛生思想家であった。

衛生に関する事項を個人の道徳 (morality) として内面化させ、賞罰システムへの依拠を極小化していくこと。この論点は、ニューズホームが生涯の大半にわたって取り組み理論構築に努めた衛生行政論・学校衛生論の根幹であった。ヘルバルト派教育学者ヴィルヘルム・ラインの教育理論も、この衛生行政論・学校衛生論に援用されたのだが、それは、「意志の倫理的陶冶」＝「性格形成」をめぐって、賞罰論を組み込んだ「指導」論を議論していたラインの教育学説が、衛生行政論・学校衛生論とも親和的だとニューズホームによって判断されたからであろう。ラインの「指導」論の一角には「管理」が位置づけられており、「管理」とは「外的 (outer)」な「指導」であり、「内的 (inner)」な「指導」が「訓練」だとされている。

本稿のここまでの考察から、学校における〈生徒管理〉や〈道徳性〉を〈学校衛生〉が強く規定するという構図が浮かび上がってくる。学校衛生論は、学校という「施設＝いれもの」の管理とともに、〈道徳性〉や「性格形成」を通じて生徒の内面管理をも志向する議論であった⁷³。

そして、学校衛生国際会議を主要な情報交換の場としながら練り上げられていった学校衛生論は、三島通良のような論者を通じて日本に移入され、日本の学校建築の画一化をもたらすとともに、生徒の内面管理を進行させ、教育実践における「指導」と「管理」の混同にも拍車をかけていったと考えられる。そうした「指導」・「管理」の歴史的な重なり合いに留意しつつ、逆に、両者を区別していく方途を探っていくことが重要であろう⁷⁴。

注

¹ 重松清「進路は北へ」『青い鳥』新潮社、2010 年 315-366 頁。

² 森岡・塩原・本間編『新社会学辞典』有斐閣、1993 年 1104 頁、「トータル・インスティテューション」の項目 (小高良友執筆箇所)。

³ 上野淳『学校建築ルネサンス』鹿島出版会、2008 年 23 頁。

⁴ 施設や建築のあり方は、その内部にいる人間の精神のあり方にも大いに影響を及ぼすであろう。日本の施設観における「施設＝いれもの」観については、中内敏夫『「教室」をひらく——新・教育原論——』中内敏夫著作集 I、藤原書店、1998 年 332-345 頁、参照。

⁵ 寺子屋から近代学校へという変化において、学習行動の一斉性が強いられていく過程を跡づけた先行研究として、寺崎弘昭「教室空間と教師・生徒関係」宮澤康人編『教育文化論——発達の環境と教育関係——』放送大学教育振興会、2002 年 109-120 頁、参照。

- 6 三島通良『学校衛生学』博文館, 1893年85頁。
- 7 科学研究費研究成果報告書『ヨーロッパ学校衛生論史研究』(研究代表者: 寺崎弘昭, 基盤研究(C), 課題番号 23530994, 2015年3月)
- 8 拙稿「学校教育の衛生化と賞罰論——A. ニュースホームの学校衛生論の分析——」『ヨーロッパ学校衛生論史研究』61-80頁。
- 9 寺崎, 前掲「教室空間と教師・生徒関係」111頁。
- 10 文部大臣官房会計課「学校建築図説明及設計大要」1-2頁, 国立国会図書館「近代デジタルライブラリー」(<http://kindai.ndl.go.jp/>)より。
- 11 〈生徒管理〉が服従訓練的な生徒指導や道徳教育となることを避けることは現代教育の重要課題であろう。拙稿「教師・生徒関係と〈指導〉概念——体罰問題とかかわって——」『地域学論集』(鳥取大学地域学部紀要), 第11巻第1号, 2014年45-57頁, 参照。また, 明治後期中学校における〈生徒管理〉について斉藤利彦『競争と管理の学校史——明治後期中学校教育の展開——』東京大学出版会, 1995年, 特に第二部(171頁以下)を参照。
- 12 科学研究費研究成果報告書『ヨーロッパ学校衛生論史研究』第1章「学校衛生国際会議の展開と転回1904~1913」及び第2章「「衛生」・「健康」の系譜学」(いずれも寺崎弘昭執筆所), また, 寺崎弘昭・周禪鴻『教育の古層——生を養う——』かわさき市民アカデミー出版部, 2006年, 参照。
- 13 ニュースホームの経歴について詳しくは『ヨーロッパ学校衛生論史研究』第3章所収の拙稿「学校教育の衛生化と賞罰論」62-68頁, 参照。
- 14 Newsholme, A., *Hygiene: a Manual of Personal and Public Health*, George Gill & Co., 1884. は衛生学のテキストである。
- 15 Eyler, J. M., *Sir Arthur Newsholme and State Medicine: 1885-1935*, Cambridge University Press, 1997, p. 28.
- 16 Sheard, S. / Donaldson, L., *The Nation's Doctor: the Role of the Chief Medical Officer, 1855-1998*, The Nuffield Trust, 2006, p. 18. メディカル・オフィサー制は, ミシェル・フーコーが『臨床医学の誕生』(1963年)で言及した「行政医官 (médecin-magistrat)」という制度構想をも想起させる。フーコーは, フランス革命期の前後に活躍した医者・政治家カバニス (1757-1808) の著作『医学の確実度について (Du Degré de Certitude de la Médecine)』(1819年)に依拠して「公衆衛生の監督官」や「道徳の監督官」としての役割をもつ存在としての「行政医官」がフランス革命期に構想されていたことを指摘している。「行政医官」は, 民衆世界に幅を利かせる無免許医師や産婆から国家的制度の手中に人間の生命を収め監督する制度構想であった。Foucault, M., *Naissance de la Clinique*, Presses Universitaires de France, 1963, (第8版, 2009年) p. 67, (神谷恵美子訳『臨床医学の誕生』みすず書房, 1969年67頁。)
- 17 なお, 筆者は2013年8月25日から9月6日にかけてロンドンにおいて学校衛生関係著作に関する現地所蔵調査を行い, ブリティッシュ・ライブラリーのほか, ウェルカム財団の医学史図書館を訪問した。
- 18 Newsholme, *School Hygiene*, D. C. Health & Co, 1894, p. iv.
- 19 Kerr, J., *Newsholme's School Hygiene*, The Macmillan Company, 1916, p.5.
- 20 *Ibid.*
- 21 Newsholme, *School Hygiene*, pp. 3-6.
- 22 *Ibid.*, p. 10.
- 23 *Ibid.*, pp. 7-11, pp.17-20.
- 24 *Ibid.*, pp. 29-45.
- 25 *Ibid.*, pp. 46-53.
- 26 Newsholme, *School Hygiene*, p. 63.
- 27 *Ibid.*
- 28 *Ibid.*
- 29 *Ibid.*, p. 68.
- 30 *Ibid.*, p. 67.
- 31 *Ibid.*, p. 67.
- 32 *Ibid.*, pp. 68-69.

³³ *Ibid.*, p. 69.

³⁴ *Ibid.*

³⁵ 寺崎弘昭『イギリス学校体罰史——「イーストボーンの悲劇」とロック的構図——』東京大学出版会, 2001年, 参照。

³⁶ Newsholme, *School Hygiene*, p. 91.

³⁷ *Ibid.*, p.92.

³⁸ *Ibid.*, pp. 83-90.

³⁹ *Ibid.*, pp. 95-98.

⁴⁰ *Ibid.*, pp.99-101.

⁴¹ *Ibid.*, pp. 102-103.

⁴² *Ibid.*, pp. 104-115.

⁴³ *Ibid.*, p. 118.

⁴⁴ *Ibid.*, p. 125.

⁴⁵ *Ibid.*, p. 116.

⁴⁶ 日本では明治10年代半ばからドイツ学への国家的傾斜がみられ、その影響もあって明治20(1887)年にドイツ人教師エミール・ハウスクネヒトが招聘され、帝国大学お雇い教師としてヘルバルト派教育理論が日本に紹介されていった。明治26(1893)年には文部省派遣留学生としてドイツのイェーナ大学のW. ラインのもとへ、後の高等師範学校教授となる波多野貞次郎が留学し、以後も下田次郎や森岡常蔵らがイェーナ大学に留学している。竹中暉雄『ヘルバルト主義教育学』勁草書房, 1987年193-197頁, 271-276頁。

⁴⁷ Kerr, J., *Newsholme's School Hygiene*, The Macmillan Company, 1916, p. 13.

⁴⁸ Rein, W., *Outlines of Pedagogics*, translated by C.C. and I. J. Van Liew, Swan Sonnenschein, 1893, pp. 182-184, *Pädagogik im Grundriss*, Göschen, 1913, S. 131-134.

⁴⁹ 宮坂哲文『生活指導の基礎理論』誠信書房, 1962年37頁。さらに遡れば、吉田熊次『訓練論』弘道館, 1910年45頁。吉田は「訓練」と「管理」をあわせた概念を「指導」ではなく「教導學」と紹介している。

⁵⁰ Rein, *Outlines of Pedagogics*, p. 87.

⁵¹ *Ibid.*, p. 163.

⁵² *Ibid.*, p. 177.

⁵³ *Ibid.*, p. 179.

⁵⁴ *Ibid.*, p. 23.

⁵⁵ ラインが「家族の代替物を提供する施設」と指摘した孤児院や懲治館など、福祉施設や治安施設に関しては、イギリスの場合1908年児童法によって総合的子ども政策としてまとめ上げられていく。1908年児童法は正式名称を「児童・少年の保護、矯正学校・授産学校、少年犯罪者に関する法令を統合・改正し、あわせて児童・少年に関する法令を改正するための法律」という。寺崎弘昭「イギリス1908年児童法とH・サミュエル——自由帝国主義と児童政策——」『東京大学教育学部紀要』第20巻, 1980年269-278頁。

⁵⁶ *Ibid.*, pp. 5-6.

⁵⁷ Newsholme, A., 'The School in Relation to Tuberculosis', *Second International Congress on School Hygiene, Transactions*, Vol. II, pp. 426-430.

⁵⁸ *Ibid.*, pp. 429-430.

⁵⁹ *Ibid.*, p. 429.

⁶⁰ *Ibid.*, p. 430.

⁶¹ Newman, G., *The Health of the State*, Sagar Color Scan, 1907, p. 22.

⁶² 森川泉「イギリス中等教育政策史（I）——公教育制度の形成史における1907年教育行政措置法の意義——」『広島大学教育学部紀要 第1部』第19巻, 1971年152頁。同法は自由党が勝利した1906年の総選挙後の政治的バランスによって実現した「社会改革」立法という側面が強い。1906年には学校給食法が成立しており、1908年には総合的青少年政策の一環としての児童法が成立する（1908年児童法については、前掲、寺崎弘昭「イギリス1908年児童法とH・サミュエル」、参照）。

⁶³ 原文は *Chitty's Statutes of Practical Utility*, Sweet and Maxwell, Vol. 4, p. 339.

⁶⁴ Hackworth, S., *The Doctor in the Schools*, H. K. LEWIS, 1908, p. 7.

⁶⁵ Newsholme, A., 'The Moral Aspects of Social Hygiene', *Journal of Social Hygiene*, Vol. X, No. 9, December, 1924, p. 513.

⁶⁶ *Ibid.*, pp. 514-522.

⁶⁷ *Ibid.*, p. 523.

⁶⁸ *Ibid.*, pp. 526-527.

⁶⁹ Newsholme, 'The Moral Aspects of Social Hygiene', pp. 529-532.

⁷⁰ Newsholme, A., *Medicine and the State*, Unwin Brothers, 1932, p. 51.

⁷¹ Ministry of Health, *Public Education in Health*, His Majesty's Stationary Office, 1924, p. 10. この場合の「プロパガンダ」とは「特定の教義 (doctrine) や実践の普及のための協同的な運動のことを指す」とされている (*Ibid.*, p. 26.)。この場合、教育とプロパガンダは概念的に厳密な区別はされていない。

⁷² *Ibid.*, pp. 10-22.

⁷³ 教育の施設・設備を教育の「外的事項 (externa)」の典型例とみなし、国民一人ひとりの価値観や思想・良心の自由の領域を教育の「内的事項 (interna)」として、教育行政は「内的事項」に踏み込むべきではないとする「内外事項区分論」が1950年代から教育学者・宗像誠也をはじめとして主張されてきた (『宗像誠也教育学著作集』第4巻, 青木書店, 1975年32頁)。佐藤修司は、現在では「内的事項への直接管理ではなく、外的事項を通じた間接的な形で、より徹底した内的事項管理が行われつつある」と指摘している (佐藤修司『教育基本法の理念と課題——戦後教育改革と内外事項区分論——』学文社, 2007年9頁)。学校衛生論を検討することは、施設・設備などの「外的事項」と生徒の内面に関わる「内的事項」の両面を管理しようとする発想が明治以来の日本の学校に埋め込まれていたことを具体的に解明することでもある。

⁷⁴ 城丸章夫は、「わが国の学校教育は、明治以来、指導と管理の区別がなく、管理することが指導の主要な方法だと考えられていた」と述べ、そうした混同を引き起こしてきた要因としてヘルバルト主義が軍隊の教育方法とよく調和することができたからであると指摘している。同時に城丸は、「管理と指導のちがいで注意すべきことは、指導は相手から拒否されてもいいという基本前提をもっている」と論じている。城丸章夫『教育課程論・授業論』城丸章夫著作集, 第8巻, 青木書店, 1992年190-192頁。

(本研究は「ヨーロッパ学校衛生論史研究」2011年度～2014年度科学研究費助成事業〔基盤研究(C)〕、課題番号23530994、研究代表者：寺崎弘昭〕に基づく研究成果の一部である。)

(2015年10月2日受付, 2015年10月6日受理)